

## 汚染物質の種類

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準(単位:mg/L)	土壌含有量基準(単位:mg/kg)	第二溶出量基準(単位:mg/L)
第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下
ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下	
第二種特定有害物質(重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.08以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	1.5以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)	1以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15以下	銀が0.005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下	24以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	30以下
(農業等) 第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	—	0.03以下
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下
	PCB	検出されないこと	—	0.003以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1以下